

アノミーの規範分析

——デュルケム・アノミー概念のマートン・アノミー 概念における継受と展開——

米川茂信

序 アノミー概念の捉え方

昨今、現代日本社会の構造的特徴のひとつとして高学歴化が指摘され、その病理性が種々の角度から多様に論議、分析されてきている。しかし、このような病理性は、その多様な現象形態にもかかわらず、基本的には、人員配分規準の学歴主義化と教育機会の社会構造的制約のふたつに主として収斂されるといってよい。⁽¹⁾このことは、高学歴社会としての現代日本社会が、まさに、デュルケムおよびマートンが問題としたアノミーの状態にある、ということを示している。にもかかわらず、これまでのところ、このような日本社会の現状についてアノミー概念による分析はほとんどなされてきていないし、また、アノミー論の側からのそのような問題への突込んだアプローチもなされてきていない。

このことは、アノミー論がデュルケムにとってもマートンにとっても中範囲の理論としての位置づけを有しながら⁽²⁾、この理論に固有な諸概念が特殊日本社会の構造的、状況的特徴を実証的に把握しうるほどに指標化されえていないことによっている。しかし、より根本的には、アノミーの概念それ自体が、デュルケムおよびマートンのオリジナリティに則しながら、これを抽象化することをとおして、十分に彫琢されえていないことに起因している。とくに、デュルケムおよびマートンがアノミーの概念をとおして把握しようとした歴史特殊的な社会の構造的、状況的ありようを、この概念に固有な規範事象として再構成し、そのことをとおしてアノミー概念の本質とその具体的展開を識別しようとする試みは、一部の先駆的研究にみられる部分的示唆を除けば、ほとんどなされてきていないといえる。本稿は、この課題の追求を試みる前提条件として、デュルケムがアノミーの概念に付した意味内容がどのようなものであり、それがどのようにマートンのアノミー概念に継受されているかという点を考察し、整理することを目的としている。

ところで、デュルケムの提起したアノミー概念は、分析的には、方法概念と実体概念のふたつに区分して理解することができる。方法概念としてのアノミーとは、デュルケムによって、社会的諸機能が相互に調整(s'ajuster)されえず、生活が完全に組織化されていないような社会状

態として、あるいは、個人の欲求や情念を適度に規制し、これを正常に方向づけることができないような社会状態として理解されているところのものである。パーソンズが「個人の行為に対する規範の支配が崩壊してしまっているような解体状態⁽⁵⁾」として、また、ルークスが「既存のかつ受容された規範的フレームワークの弱体化ないし崩壊⁽⁶⁾」として、あるいは、中久郎が「個人の欲望や情念を社会的に適度に規制する規律の権威の衰退や崩壊あるいは欠如の状態、つまり社会や集団の相対的な無規制の状態を指す概念⁽⁷⁾」として捉えたアノミー概念がこれに相当する。このような方法概念としてのアノミーは、デュルケムのいう経済的アノミー、家族的アノミー、性的アノミーなどのすべてに妥当するものであり、これらの各種アノミーに共通するところを抽象化したものといえる。言い換えれば、種々の社会的領域において生起する諸事象の病理性を、個人の情念ないし欲求とこれに対する社会的、規範的な調整——規制と方向づけ——との関係から分析しようとする視点を提供するものであり、個々の事象を認識するさいの枠組として機能するものである。

これに対して、実体概念としてのアノミーは、各種アノミーのそれぞれについて、そこに内在する病理性を、それぞれの領域に固有な規範と固有な欲求、情念とのかかわりの分析をとおして捉えたものであり、方法的アノミーを用いて種々の社会領域の病理性とその現象の歴史特殊性を把握するものである。したがって、このばあい、経済的アノミー、家族的アノミー、性的アノミーなどのそれぞれについて、どのような欲求、情念がどのような社会過程をとおしてどのように造出されているのか、そして、どのような種類の規範がどのような機能を有し、どのように機能障害に陥っているか、その結果どのような事態が生じているのか、などが主として問題とされる。デュルケムの経済的アノミーの概念化に内在して、作田啓一⁽⁹⁾や宮島喬ら⁽¹⁰⁾が試みた人員の配分規準と幸福ないし報酬の配分規準に関する研究、同じく宮島の欲求造出メカニズム⁽¹¹⁾の分析などは、このような実体概念としてのアノミーを対象としたものだといえる。

アノミー概念の方法的側面と実体的側面の二様態は、マートンの概念化にもみられる。方法概念としてのアノミーは、つぎのようなアノミーの概念規定に明確に表現されている。「アノミーとは、文化的な規範および目標とそれらにしたがって行為しうる集団成員の社会的に構造化された能力との間に激しい分裂が存在するときとくに生じるような文化構造の崩壊として把握される⁽¹²⁾。」これに対して、実体概念としてのアノミーは、主として、『社会構造とアノミー』『続 社会構造とアノミー』の全体をとおして、文化的目標としての金銭的成功目標の文化的、規範的強調と制度的規範ないし制度的手段の相対的軽視との矛盾的絡み合いのなかで、金銭的成功目標の制度的達成に階級構造的分化がみられているような、アメリカ社会の社会的、文化的構造の基本的特徴として展開されている。しかし、マートン・アノミー概念のこのような二側面がデュルケムのそれと、それぞれにおいて厳密に対応しているとはいえない。むしろ、デュルケムの実体的アノミー概念とりわけ経済的アノミーのそれを方法概念として彫琢したところにマートン・アノミー概念の真髓があるといつてよい。

本稿では、デュルケムの中心的関心であったところの経済的アノミー（以下、デュルケム・アノミー）に対象を限定し、その概念の実体的側面がどのようにマートン・アノミーの方法的側面において概念化され、さらに、それがその実体的側面においてどのように展開されているかという点の考察を課題としている。このような作業をとおしてこそ、アノミー概念の本質を、デュルケムおよびマートンがそこにこめた歴史特殊的意味を損うことなく、捉えることが可能だと思われるからである。

アノミー概念の本質は、欲求の社会的無視制とかアスピレーションの達成の社会構造的制約とかに求められるというよりも、むしろ、結果的にかつ必然的にこのような状態をもたらすところの歴史特殊的な規範機能にこそ求められなければならない。したがって、アノミー概念に本質的に接近しうするには、この概念における規範の位置づけが明確化されていなければならない。デュルケム・アノミーの規範様態の理解の仕方には、二通りある。ひとつは、自殺の四類型と対応させて規範を類型論的に整序しようとする試みにおいて多くみられるものであって、他の三類型から峻別されるアノミーの特徴的規範様態を規範の欠如として強調するような理解の仕方である。⁽¹³⁾たとえば、社会的集合において個人を拘束するところの社会的準則が欠如しているような脱調整(deregulation)もしくは無規範(normlessness)の状態として捉える理解の仕方⁽¹⁴⁾などが、これにあたる。

いまひとつの理解の仕方は、ある種の規範の存在とその機能をアノミーの範疇そのものなかに認めようとする仕方である。もっとも、これについては、ルークスが、デュルケムは「アノミーが無規範の状態であるというよりも、むしろ、それ自体文化的に規定され、受容された規範として考察されうるということを理解しえなかった。……個人が積極的に同調し、それでいて、社会的に無政府的で心理的に有害な結果をもたらすような、内的に受容された規範が存在しうることを直視しなかつた⁽¹⁵⁾」と述べているように、デュルケム自身において必ずしも十分に明確化されえていたとはいえない。しかし、個人にはある程度進歩の観念を受け入れる用意があるという潮流が道徳的理想としてアノミーに結合している⁽¹⁶⁾、というデュルケムの主張に着目するなら、デュルケムに則して、アノミーの範疇そのものなかにある種の規範の存在とその機能を認めることは、不可能なことではない。作田は、「アノミーは価値の内面化が不十分であるから生ずるのではなく、内面化した価値が普遍主義的業績本位の価値であるために生ずる」という点こそがデュルケムの主張しなかつたところである、と指摘している。⁽¹⁷⁾ポッジがメタノルム(metanorm)Cをと⁽¹⁸⁾おして、宮島が「永続的遂行」原則をと⁽¹⁹⁾おしてデュルケム・アノミーを理解しようとした試みも、アノミーの概念範疇に特殊的規範の存在とその機能を認めたものであるといえる。

以上のようなふたつの理解の仕方は、アノミーを規範機能の障害として捉えることによって窮極的には統合されうるものであるが、本稿では、後者の捉え方に立って論を進めることにしたい。それは、そのような理解の仕方が、社会を個人に外在的であると同時にまた内在的でもあ

るとして捉えるデュルケムの社会と個人の関係についての認識⁽²⁰⁾に即応しているからばかりではない。本稿の課題がデュルケム・アノミーのマートン・アノミーにおける継受の考察にあり、そして、後者にみられるようなアノミーの規範様態についてのデュルケムの捉え方こそが、機能主義的方法とともに、マートン・アノミーに継承されているからでもある。マートン・アノミーの本領は、まさに、規範(制度的規範のみならず文化的目標も含めて)の内面化とその実現の社会構造的制約との矛盾に求められるのである。

以上の諸点を踏まえて本稿では、アノミーに特殊的な規範範疇、アノミーに特殊的な諸規範を基底的に貫徹する規範原則とその内的契機、アノミーにおける規範機能と無規範の意味内容の三点について、デュルケムおよびマートンに内在した考察、整理を試みたい。

(注)

- (1) これらの点についての詳細はつぎのような文献を参照されたい。潮木守一「進路決定過程のパス解析——高校進学過程の要因分析——」『教育社会学研究』第30集, 1975年, 75—85頁。直井優・藤田英典「教育達成過程とその地位形成効果」『教育社会学研究』第33集, 1978年, 91—105頁。富永健一編『日本の階層構造』東京大学出版会, 1979年。竹内洋『競争の社会学——学歴と昇進——』世界思想社, 1981年。
- (2) Merton, R. K., *On Sociological Theories of the Middle Range, On Theoretical Sociology: Five Essays, Old and New*, Free Press, 1967, p.59. 森好夫他訳『社会理論と機能分析』(『現代社会学大系』13), 青木書店, 1969年, 34頁。
- (3) Durkheim, É., *De la division du travail*, nouvelle édit., Presses Univ. de France, 1973(以下, *la division*), p. 405. 田原音和訳『社会分業論』(『現代社会学大系』2)青木書店, 1971年, 391頁。
- (4) Durkheim, É., *Le suicide: Etude de sociologie*, Presses Univ. de France, 1973 (以下, *Le suicide*), pp. 264—311. 宮島喬訳『自殺論』(『世界の名著 デュルケム・ジンメル』所収)中央公論社, 1968年, 195—239頁。
- (5) Parsons, T., *The Structure of Social Action*, Free Press, 1968, p. 377.
- (6) Lukes, S., *Émile Durkheim: His Life and Work*, Harper & Row, 1972, p. 210.
- (7) 中久郎『デュルケムの社会理論』創文社, 1979年, 408頁。
- (8) わが国では、デュルケムのアノミーもしくはその無規範としての意味を無規制として捉えるのが通例である。しかし、「規制」という語のニュアンスからすると、社会による個人の欲求や情念の制限という意味が一面的に強調されるきらいがある。本稿では、社会の個人への働きかけが、規範をとおして個人の欲求や情念に適度の限界を画し、その範囲で個人をあるべき一定の方向に導くことにあるというデュルケムの認識を示すために、「調整」という観点からアノミーもしくは無規範の意味を捉える。このようなデュルケムの認識は本文の行論から明らかとなるであろう。
- (9) 作田啓一『価値の社会学』岩波書店, 1972年, 193—220頁。
- (10) 宮島喬「アノミーと文化の構造——社会的規範の構造に照準を合わせて——」『現代社会学』3, 第2巻第1号, 1975年, 123—142頁。同『デュルケム社会理論の研究』東京大学出版会, 1977年(以下, 1977年a), 220—245頁。
- (11) 宮島喬「アノミー論への現代的視角——デュルケム理論と現代——」『思想』第547号, 1970年1月, 21—37頁。同, 前掲書, 1977年a, 195—220頁。

- (12) Merton, R. K., *Continuities in the Theory of Social Structure and Anomie*, *Social Theory and Social Structure*, Free Press, 1968, enlarged ed. (以下C. S. S. A.), p. 216.
森東吾他訳『社会理論と社会構造』みすず書房, 1961年, 150頁。
- (13) 自殺の四類型に対応した規範の類型論的整理については, 松下武志「É・デュルケムにおける規範類型と自殺類型——その解釈と再構成的試みをめぐって——」『社会学研究』第34号, 1976年, 50-80頁が詳しい。もっとも, 類型論的把握の仕方が必然的にアノミーを規範の欠如として特徴づけるものではないことに注意する必要がある。この点については, 大村英昭「今日のアノミー——レイヴリング論とデュルケム再評価に寄せて——」『ソシオロジ』第22巻2号, 1977年, 1-32頁, とりわけ, 16-19頁が示唆的である。
- (14) Dohrenwend, B. P., *Egoism, Altruism, Anomie, and Fatalism: A Conceptual Analysis of Durkheim's Types*, *American Sociological Review*, vol. 24, 1959, pp. 470-471.
- (15) Lukes, S., op. cit., p. 218.
- (16) *Le suicide*, p. 363. 宮島訳, 292頁。
- (17) 作田, 前掲書, 193頁。
- (18) Poggi, G., *Images of Society: essays on the sociological theories of Tocquvill, Marx and Durkheim*, Stanford Univ. Press, 1972, pp. 191-209.
- (19) 宮島, 1975年, 123-142頁。同, 1977年 a, 220-245頁。
- (20) 中, 前掲書, 16-61, 368頁。

1 アノミーの規範範疇

デュルケム・アノミーの規範範疇は、「職能の序列」(hiérarchie des fonctions)の規定と、「職能に人々を補充する仕方」(façon dont ces fonctions se recrutent)の規定のふたつから成る。言い換えれば, デュルケム・アノミーは, ひとまず, これらふたつの規定の両者もしくはそのいずれかが欠如していたり, あるいは, 存在していたとしても人々によってそれが正当なものとなみなされていなかったりしているような社会状態として把握されるのである。⁽¹⁾

ここで、「職能の序列」の規定とは, 社会的職務の相対的価値と各職務に与えられるべき相対的な報酬, 総じて幸福の内容と度合いを職能の序列に占める地位の上下によって定めた規定の総括的名称であり, 社会の各階級が正当に追求することのできる快適さの限度を定めたものである。他方, 「職能に人々を補充する仕方」の規定は, 種々の地位が各個人に対してどのように開放されていなければならないかを定めた規定の総括的名称であり, 各職務への市民の配置を規定する原理である。⁽²⁾つまり, 前者は職業価値のヒエラルヒーに規定された幸福等の配分に関する規準であり, 後者は人員の配分に関する規準である。⁽³⁾

他方, マートン・アノミーの規範範疇は, 文化的目標と制度的規範のふたつに求められる。文化的目標とは, 万人に対し正当な対象として提供され, かつ, 文化的に定められた (defined) 目標, 目的, 関心から成り, アスピレーションの準拠枠組 (a frame of aspirational reference) を内包するところのものである。⁽⁴⁾ ということは, 文化的目標の概念には, たんに目標それ自体への価値付与的側面にとどまらず, 規範的側面もが含まれていることを意味している。文

化的目標の概念がアスピレーションの準拠枠組を内包しているということは、このような目標が、文化的に価値づけられ、個人的目標から相対的に独立した特定の目標であるとはいえ、個々人の欲求とまったく無関係であるわけではなく、反対に、個々人の欲求内容とそのありように一種の価値的規準として作用するものである、ということの意味しているからである。しかし、文化的目標の規範的性格は、このようなアスピレーション規準にのみ求められるわけではない。文化的目標の概念は、それ自体において、文化的に価値づけられた特定の目標の達成に向けて前進すべき努力を当為化するような規範的性格をも含んでいるのである。これを、マートンは、人はみな高遠な目標に向って努力しなければならないとする文化原理の承認の命令として、あるいは、成功への努力の社会的に型式化された万人への期待として捉えている。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

他方、制度的規範とは、文化的目標としての目標の達成様式を限定し、調整し、コントロールするところの調整機能が法的、社会的規範の形式において制度化されたものであり、⁽⁷⁾制度的手段の目標達成能力とそれへのアクセス(access)を直接、間接に調整するような規範である。

こうしてみると、マートン・アノミーの規範範疇を成す文化的目標と制度的規範のふたつは、デュルケム・アノミーにおける幸福等の配分規準と人員の配分規準のふたつを継受しながらも、これを方法的に敷衍して、個人の行為目標とその達成手段にかんする規準を提供しているものである、ということができる。この点を明確にするため、デュルケム・アノミーにおける「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定がどのようにマートン・アノミーの文化的目標と制度的規範に継受され、展開されているかについて考察しておく。

さきに「職能に人々を補充する仕方」の規定についてみてみよう。この規定は、広くみれば、手段の規準として目標達成様式とかその条件とかにかかわるものであり、したがって、マートン・アノミーにおける制度的規範に対応するものであることは間違いない。しかし、すでに指摘しておいたように、それは、狭義には人員の配分にかんする規準であるから、それが本来的に規定するところは、どのような属性ないし能力を有しているものがどのような社会的、職業的地位を占めるべきか、ということについてである。これに対して、マートン・アノミーにおける制度的規範は、より包括的に制度的手段へのアクセスを規定するものである。⁽⁸⁾すなわち、どのような制度的手段にどのように接近し、これをどのようにして利用すべきかという広範囲の規定をもつものである。このような規定は人員の配分規準を内包しているが、それは、⁽⁹⁾制度的手段が社会的、職業的地位として特定されることを前提としている。

つぎに「職能の序列」の規定についてであるが、これは、分析的にみてふたつの部分範疇に区分される。ひとつは、社会的職務の相対的価値すなわち社会的、職業的地位として捉え直されうるような種々の職能(fonction)の幸福等を追求しうる能力をそこに付された価値のヒエラルヒーに応じて規定した部分であり、他のひとつは、各職務をとおして個人に与えられるべき幸福等の内容と度合いすなわち幸福等の配分を職能の序列つまり職業価値のヒエラルヒーに応じて規定した部分である。たしかに、このふたつは同一規定の表裏の関係にあり、その現実的

機能において密接不可分なものである。しかし、分析的にみれば、職能の幸福等を追求しうる能力を規定した部分が手段の規準の範疇に属し、目標達成能力規定的機能を有しているのに対し、幸福等の配分を規定する部分が目標の規準の範疇に属し、各社会階層のそれぞれにおいて個人の充足すべき欲求等の内容とその範囲を決定する規準として、目標（アスピレーション）⁽¹⁰⁾ 規準的機能を有している、という差異があることに気がつく。これをマートン・アノミーの規範範疇との対応においてみるならば、前者が制度的規範にとりわけ制度的手段の目標達成能力を規定する側面に、後者が文化的目標に継受されていることは明らかである。

しかし、目標達成能力規定的機能について「職能の序列」の規定と制度的規範とを比較してみると、後者におけるつぎのような方法的一般化が明らかとなる。第1に、手段の範疇の拡大である。前者においては、手段が最初から職能つまり社会的、職業的地位（の機能）に限定されているのに対し、後者では、（制度的）手段は、文化的に価値づけられ、特定化された目標がどのようなものとして識別されるかに応じて具体的に決定されるのであり、社会的、職業的地位（の機能）はこのような手段のひとつとして位置づけられうるにすぎない。第2に、規定内容の個人化である。前者においては、種々の職業それ自体に対して社会的に付与されたところの目標達成能力こそが規定されなければならないのに対し、後者では、そのような点を前提としながらも、むしろ、制度的手段を利用しうる個人の力能こそがより規定されなければならないことになる。さらに、以上のような規範範疇の一般化に加えて、脈絡を異にするが、「職能の序列」の規定においては手段による（各人の）目標の規定がその内実を成しているのに対して、制度的規範では、むしろ反対に、（文化的）目標による手段の規定を前提としたうえで、そのような手段の目標達成能力が規定されるという点も指摘しておきたい。

また、目標規準的機能について、「職能の序列」の規定と文化的目標とを比較してみると、前者においてはその対象となる単位が社会階層に求められているのに対して、後者では、より一般化されて個人がその対象の単位とされているという違いがみられる。「職能の序列」の規定においては個人の行為目標（幸福等の追求）の内容や範囲などが各職能を規準として分化的に決定されるべきだとされているのであるが、文化的目標にあっては、このような目標内容とその範囲などについての社会的分化を想定するような規定はどこにもみられない（このことと、特定の行為目標の社会的浸透や各個人への内面化に社会的諸条件による分化がみられるか否かということとは別次元の問題である）。文化的目標は、ある特定の目標の追求を社会的諸条件の差異を超えて一様に万人に正当化しており、ここでの目標規準は唯一平等主義イデオロギーに求められうるにすぎないのである。見方を換えて、宮島のいう欲求への社会的規制原理に則していえば、「職能の序列」の規定が「奨励もしくは許容されうる欲求と、禁止される欲求を個々に規定している社会的規範」として範疇化されるのに対して、文化的目標の方は、「社会の成員としての達成目標を一般的なかたちで規定している理想価値」として範疇化される、という違いがみられるのである。⁽¹¹⁾

なお、ここで、「職能の序列」の規定の歴史的な性格と文化的目標のそれとの違いに留意しておきたい。前者が通歴史的に存在しうる⁽¹²⁾のに対して、後者は資本主義社会の段階になって初めてその成立が可能となるのである。文化的目標は、概念それ自体において歴史的に制約されている⁽¹³⁾のである。さらに、このことと関連して、「職能の序列」の規定が、「職能に人々を補充する⁽¹⁴⁾仕方」の規定とともに、本来的には理想的な規範的秩序の構成であるのに対し、文化的目標の方は、現在の⁽¹⁵⁾（階級的）秩序のイデオロギイ的反映であるという差異も指摘される。

(注)

(1) *Le suicide*, pp. 275—281. 宮島訳, 206—212頁。

(2) *Ibid.*

(3) このような理解の仕方は、すでに作田において試みられている。作田, 前掲書, 194—195頁。また、『分業論』にみられるように、規範機能を社会的諸機能の規則的調和化に求める視点からすれば、「職能の序列」の規定は、経済的諸器官相互の均衡化とこの経済的諸器官の現実的担い手たる各個人の経済的利得欲求とその充足手段との均衡化を、「職能に人々を補充する仕方」の規定は、経済的器官としての各個人の各職能への適正配置を定めたものとして捉えられる。*la division*, pp. 356—360. 田原訳, 352—355頁。拙稿「デュルケム・アノミーの概念的分析」『淑徳大学研究紀要』第14号, 1980年, 82—85頁。こうした理解の仕方は、中, 前掲書, 140—141頁にもみられている。このように『分業論』に内在してみるならば、デュルケム・アノミーにおける規範概念は、たんに、何をどのようになすべきかという、あるいは何をしてはならないかという拘束的行為規準としてのそれ——マートン・アノミーに継受されているのはこのような規範概念である——にとどまらず、社会体系の組織構造すなわち、目標・関心・利害・手段・活動・相互作用様式・地位・役割等の相互連関構造を規定した構成的規範 (constitutive norms) をも内在していることが明らかとなる。言い換えれば、『分業論』段階におけるデュルケム・アノミーには実質的に社会解体 (social disorganization) 概念が内包されているのである。さきに「序」で指摘した、社会的諸機能が相互に調整されえず、生活が完全に組織化されえていないような社会状態としての方法的アノミー概念がこれにあたる。

(4) Merton, R. K., *Social Structure and Anomie*, *American Sociological Review*, vol. 3, 1938 (以下, S. S. A. 1938), p. 672. *Social Structure and Anomie*, *Social Theory and Social Structure*, op. cit. (以下, S. S. A. 1949), pp. 186—187. 森他訳, 122頁。

(5) S. S. A. 1949, pp. 192—193. 森他訳, 128—129頁。

(6) C. S. S. A. p. 221. 森他訳, 154頁。

(7) S. S. A. 1938, pp. 672—673. S. S. A. 1949, p. 187. 森他訳, 122—123頁。

(8) デュルケムは、『分業論』第3編第3章「その他の異常形態」で機能的活動とその素材との不一致を問題にしている。*la division*, pp. 383—390. 田原訳, 374—379頁。これがマートン・アノミーの制度的規範の範疇に含まれる問題か否かについては、多分に検討の余地が残されている。

(9) マートン自身は必ずしも制度的手段の概念を明確にしていないが、デュビンは、これを、「制度的規範によって設けられた範囲内に存在するところの、命じられたあるいはその可能性をもった特殊の行動である」として定義している。Dubin, R., *Deviant Behavior and Social Structure: Continuities in Social Theory*, *American Sociological Review*, vol. 24, 1959, p. 149. この定義によれば、制度的手段とは社会的に形成された伝来的な行動様式ないし行動パターンとして捉えられる。しかし、マートンのアノミーの概念化に内在するとき、これらの行動様式なり行動パターンなりを特定化し、規定するところの社会的、制度的機会そのものもまた制度的手段として考えられるで

あろう。クロワードらの主唱する機会構造 (opportunity structures) の概念は、制度的手段についての以上のようなふたつの理解を統合して、これを彫琢したものであろう。Cloward, R. A., *Illegitimate Means, Anomie, and Deviant Behavior, American Sociological Review*, vol. 24, 1959, pp. 164-176. Cloward, R. A. & Ohlin, L. E., *Delinquency and Opportunity*, Free Press, 1960, pp. 144-160.

- (10) パーソンズは、『自殺論』段階でのアノミーの概念において特徴的なことは規範が個人のニーズと欲望それ自体をも決定するものとして捉えられるようになったことであると指摘している (Parsons, T., op. cit., pp. 337-338, 377, 382) が、これは、厳密には、「職能の序列」の規定のこの側面に対応させて理解することができる。
- (11) 宮島喬「アノミーと自我統合の危機」『現代社会学』7, 第4巻第1号, 1977年(以下, 1977年b) 73頁。
- (12) *Le suicide*, pp. 275-276. 宮島訳, 206頁。「職能に人々を補充する仕方」の規定についても同様なことがいえる。Ibid., pp. 277-278. 宮島訳, 208頁。
- (13) 宮島喬「現代社会とアノミー——序論的考察」『社会学評論』74号, 1968年, 49-50頁。宮島は、「社会的文化的構造」に付された「文化的」の意味にアノミーの歴史的な性格を主張しているが、さきのマートン自身の「文化的目標」の概念定義からすれば、同様のことが「文化的目標」の「文化的」にも妥当する。
- (14) 中, 前掲書, 464-467頁。こうした理解は、デュルケムがこれらふたつの規範規定をして、人間の欲求に適切な限界を画し、あるべき方向を指示するうえで不可欠であり、社会がアノミーに陥っていないならば当然に存在するはずのものとしていることから、容易に可能となる。*Le suicide*, pp. 272-282. 宮島訳, 202-213頁。
- (15) 宇津栄祐・倉沢進・折原浩「逸脱行動論序説——アノミー, ディスオーガニゼーション論の展開と統合化——」『社会学評論』37号, 1960年, 21頁。

2 アノミーの規範原則とその内的契機

アノミーの概念を実体的に捉えようとするばあい、以上にみてきたような規範範疇についての考察だけでは不十分である。デュルケム・アノミーにとってもマートン・アノミーにとっても、本質的に問題なのは、規範の範疇的内容とその抽象的(没歴史的)機能であるよりも、むしろ、それらを基底的にかつ価値的に規定しているような規範原則の歴史特殊的内容なのである。それぞれの規範規定の歴史特殊的内容とその機能の根底にはこのような規範原則の歴史特殊的内容が貫徹しているのである。

デュルケム・アノミーについてまずみてみよう。デュルケム・アノミーが一方において道徳的理想としての進歩の観念と結合し、他方において「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とをその規範範疇としているということから、これらふたつの規範規定は進歩の観念を規範原則として内在させている⁽¹⁾ということができる。ポッジのメタノルムCをとおして進歩の観念を捉えれば、これは、自己行為をとおしての自己と人類同胞の存在境界の拡大を当為化するような規範原則だ⁽²⁾ということができる。宮島のいう「永続的遂行」原則はこれをさらに彫琢したものであり、そこには、「たえず上向的に極大の欲求の充足を動機づけるよ

うな原則の優位」と「欲求とその充足様式の平準化の傾向」のふたつの契機が内在されている。⁽³⁾

進歩の観念をこのように解するとき、その内容を本質的に規定する内的契機として平等主義と業績主義を抽出することができ、さらにその根底に個人主義のそれをみてとることができる。これらは、本来的には、理想的な道徳的社会の規範的原理を成すものである。デュルケムにとってアノミーは自己本位主義(égoïsme)と結びついており、⁽⁴⁾前者の揚棄は後者のそれと連動するものである。しかし、また、アノミーの揚棄は宿命主義(fatalisme)もしくは拘束的分業(la division du travail contrainte)を惹起せずになされなければならない。⁽⁵⁾したがって、天賦の才能の配分に合致した社会的諸機能の配分、つまり各人の能力に相応した社会的、職業的地位の配分、各人の自発性にもとづく職能の遂行、競争の外在的条件の平等化などが、利己主義=自己本位主義からの脱却に加えて、規範的に規定されなければならないのである。⁽⁶⁾言い換えれば、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定のいずれもが、道徳的個人主義に立脚して平等主義的かつ業績主義的に規定されなければならないのである。⁽⁷⁾

しかしながら、近代社会の歴史的産物として個人主義、平等主義、業績主義を捉えてみると、それらは、デュルケムにとって、道徳的性格を剝奪された利己的で功利的な性格を帯びたものでしかなかった。デュルケム・アノミーがその根本において問題にしているのは、このような脱道徳的な契機が進歩の観念に内在し、そしてそれが「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の基底に位置しているところの病理性である。

デュルケムの捉えた近代資本主義社会は、分業の著しい発達を経験しながらも、しかし、有機的連帯にもとづく組織型社会であるよりも、「産業がそれに優越したある目的のための手段であるとはみなされず、かえって個人および社会の至上の目的となってしまった」⁽⁸⁾ような産業中心型の異常な社会であった。それは、種々の点で平等化を促進しつつも、同時に、利己的な個人主義や功利的な業績主義をも産み出したのであり、そこにおいては、進歩の観念は、欲望を神聖化し、欲望の達成を最高位の価値として位置づけるような物質的満足礼讃(apothéose du bien-être)⁽⁹⁾へと病理的に転態されてのみ、世論の潮流となることができたのである。⁽¹⁰⁾「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定は、ともに物質的満足礼讃をその規範原則と成し、そして、その根底には、道徳性を剝奪された利己的個人主義と功利的業績主義とが、平等主義と併存しながら、位置しているのである。しかも、このことによって規定された個々の規範内容は、道徳性を喪失しながらも、産業中心型社会に相応し、各人から正当視され、そして各人のうちに内面化されるのである。ここに、デュルケム・アノミーの規範内容の歴史特殊性をみることができる。

このような利己的、功利的規範内容は、具体的にどのように把握されうるであろうか。「職能の序列」の規定についてみてみれば、第1に、幸福等の内容に個人主義的傾向がみられるようになる。つまり、個人主体にとっての欲求充足が集団主体にとってのそれ以上に価値づけられ、正当化されることになる。⁽¹¹⁾第2に、幸福等の配分の規準が職能にではなく、収入に求めら

れるようになる。各人がどのような快適な生活をどのような範囲で送ることができるかは、もっぱら各人の収入に依存して決定されることになるのである。⁽¹²⁾第3に、収入つまり報酬の配分の主たる規準が各人の力能、努力、業績に求められるようになる。より一般化していえば、幸福等を追求しうる能力——各人が正当に追求しうる快適さの限度——が、社会的職務の相対的価値によって個人に外的に決定されるというよりも、各人の力能、努力、業績に大きく依存して決定されるようになる。第4に、以上のことから、目標による手段の選択が可能にされる。各人の欲求充足にとってもっとも効果的で効率的な手段の選択が正当視されるのである。

このように、「職能の序列」の規定は、欲求の内容とその充足範囲の規準を社会的、職業的地位にではなく各人の力能と努力つまり業績に求めているという意味で、平等主義の台頭を内在しているといえる。⁽¹³⁾しかし、このような平等主義は、デュルケムの求めた職能の社会的分化（分業）とそのなかでの平等に一致するものではない。⁽¹⁴⁾さらに、個人の欲求に対する社会的＝道徳的拘束を排除し、欲求の拡大的、不断的な追求を正当化し、その達成をもっぱら個人の業績に委ねることによって、「職能の序列」の規定は、職能の序列の本来の意味を喪失し、個人の欲求を無限化することに機能すると同時に、弱肉強食をひとつの社会的原則にしてしまうことになる。⁽¹⁵⁾こうして、「職能の序列」の規定それ自体が実質的に形骸化されることになる。

「職能に人々を補充する仕方」の規定については、第1に、デュルケム自身が「今日では、世襲財産と才能に由来する不平等以外の生まれながらの不平等を認めていない」と述べているように、⁽¹⁶⁾人員配分規準の平等化傾向が認められる。第2に、作田の指摘するように、⁽¹⁷⁾人員配分規準として個人の業績が重視されるようになる。つまり、業績本位の人員配分規準の台頭である。

このような平等主義的、業績主義的規準による人員の配分様式とそれにもとづく上昇移動は、それが道徳的に拘束されうるかぎり、デュルケムの否定するところではない。むしろ、それこそが道徳的理想としての進歩の観念に添うものだといってよい。しかし、ここでも道徳的拘束は排除されている。ポッジのメタノルムCを借りていえば、それは、自己の存在境界を拡大するように各人に働きかけるが、人類同胞のそれを拡大するようには働きかけない。それは、反対に、万人の万人に対する闘いを結果するものである。⁽¹⁸⁾平等主義的、業績主義的人員配分規準は、このように利己的個人主義に立脚するものであるが、それは、さらに、物質的満足礼讃の規範原則による被規定性と「職能の序列」の規定の利己的、功利的機能との連動によって、職能の社会的分化の枠組を超えて、より高度でより多くの欲求を充足させようような社会的、職業的地位への上昇を万人に方向づけ、無限の欲求充足と上昇移動の可能性について幻想を与えることにもなるのである。

マートン・アノミーは、以上にみてきたようなデュルケム・アノミーにおける歴史的特殊な規範原則とそれに規定された規範機能を文化的目標と制度的規範の概念的枠組のうちに継受し、さらに、その内容を（アメリカ）資本主義社会に相応させて実体的に捉え直したものであ

る。

文化的目標と制度的規範がその概念的枠組のうちにデュルケム・アノミーにおける規範原則の歴史特殊的内容を継受しているというのは、つぎのような意味内容においてである。第1に、文化的目標と制度的規範の根底に人はみな高遠な目標に向って努力すべきだとする文化原理（目標達成努力の文化原理）が規範原則として貫徹しており、そして、この文化原理は、その内容からみて、デュルケム・アノミーにおける進歩の観念もしくはその病理的転態であるところの物質的満足礼讃を継受したものである。第2に、マートン・アノミーにおいても、このような規範原則の内的契機として、平等主義、業績主義、個人主義をあげることができる。文化的目標の概念は無論のこと、それと連関させて制度的規範の概念を捉えるならば、これもまた、近代社会の、より特殊的にはアメリカ資本主義社会の歴史的産物として位置づけられるからである。⁽¹⁹⁾第3に、しかし、マートン・アノミーにおいては、デュルケム・アノミーにみられたこれらの規範原則に対する道徳主義的価値評価からの脱却がみられている。⁽²⁰⁾第4に、基本的には、マートン自身が述べていることからも明らかのように、⁽²¹⁾文化的目標と制度的規範は種々の社会ないし社会状態を典型的に把握するための方法概念として位置づけられる。

要するに、マートン・アノミーは、デュルケム・アノミーにおいて歴史特殊的に捉えられた規範原則を没価値的に捉え直し、これを基にして文化的目標と制度的規範の概念化を行っている、ということが出来る。しかし、文化的目標と制度的規範は、同時に、実体概念としての側面をも有しているのであり、たんなる方法概念にとどまるものではない。つまり、これらふたつの規範に貫徹する規範原則もまた、歴史特殊的内容を有しているのであり、これをとおしてそれぞれの規範機能を規定しているのである。

文化的目標の概念の（アメリカ）資本主義社会に特殊な内容は、それが概念それ自体において成功目標として実体化されているという点に求められる。成功の概念がアスピレーションとその達成との割合として捉えられているとしても、⁽²²⁾それが万人に対する正当な目標として文化的に強調されうようになるのは、封建的身分制社会から脱却した近代資本主義社会においてであるからである。この成功目標は、進歩の観念を継受したところの目標達成努力の文化原理が利己的、功利的性格を付与されて概念的に結晶したものであり、内容的には、デュルケム・アノミーの物質的満足礼讃に相当するものだといえる——この点からすれば、文化的目標は範疇的規範としてよりもむしろ一種の規範原則として捉えられる——。このような成功目標のもとでは、平等主義とともに利己的個人主義と功利的業績主義を契機として、自己の才覚と努力(striving)による私的利益の追求こそが価値づけられることになる。

文化的目標は、このような成功目標という歴史特殊な概念をとおして利己的・功利的に実体化されることから、さきに指摘された範疇的内容以上のものをデュルケム・アノミーから継受することになる。すでにみたように、文化的目標は、その規範範疇としては、「職能の序列」の規定の目標規準的側面（幸福等の配分に関する規準）を継受したものである。しかし、実体

概念としての文化的目標は、たんに、その成功目標の内容と範囲とについてこれを無差別的に規定するだけではない。これに加えて、デュルケム・アノミーの「職能の序列」の規定において幸福等の配分の規準として位置づけられた収入＝報酬自体を、さらには、このような収入＝報酬を獲得するための手段であった職能つまり社会的、職業的地位それ自体をも文化的に価値づけ、成功目標としてその達成を強調している⁽²³⁾のである。

他方、制度的規範の実体については、成功目標と対応して、かつ目標達成努力の文化原理に加えて、平等主義、利己的個人主義、功利的業績主義を基礎とした19世紀社会の自由放任主義をその規範原則としているところに、その歴史特殊性をみてとることができる。これをデュルケム・アノミーとかかわらせてみると、第1に、「職能に人々を補充する仕方」の規定における平等主義的で業績主義的なしかし利己的、功利的性格を帯びた人員配分規準の対象領域の拡大がみられる。社会的、職業的地位への人員の配分においてのみならず、あらゆる制度的手段へのアクセスにおいて、機会の平等と自由競争が前提とされ、しかも、競争の社会的条件が万人に平等であり、業績のみがその規準とされている。各人の業績次第で、その力能と努力次第であらゆる制度的手段の効果的で効率的な利用が可能だとされている。逆にいえば、制度的規範は、あらゆる活動を合法的範囲内において利己的、功利的個人に委ねるものであり、目標達成の失敗については、これを全面的に個人の責任に帰すものである⁽²⁴⁾。第2に、「職能の序列」の規定（目標達成能力規定的側面）のいっそうの形骸化がみられる。それは、職能という制度的手段の目標達成能力以上にそれを利用する個人の能力がより重視されているということばかりではない。さらに、制度的手段の目標達成能力そのものについても、その基底において平等主義とともに功利的業績主義が貫徹しており、成功目標を達成するための社会的にパターン化された行動様式なり社会的に制度化された機会なりも、業績主義的にしかも功利的に、そしてそのかぎりまで平等主義的に規定されるのである。

(注)

- (1) 拙稿, 1980年, 112-118頁。
- (2) Poggi, G., op. cit., pp. 202-203.
- (3) 宮島, 1977年 a, 233-235頁。
- (4) *Le suicide*, p. 325. 宮島訳, 254頁。Lukes, S., op. cit., pp. 198-199, 207. 大村, 前掲論文, 17頁。中, 前掲書, 188頁。
- (5) 宿命主義とは、アノミーの対極をなし、「いかんともしがたい、不可避的で、柔軟性の乏しい」過度の規制 (*excès de réglementation*) を意味しており (*Le suicide*, p. 311n. 1. 宮島訳, 239頁原注4), 外在的権威による過度の規制と抑圧的規律の存在する社会的集合の状態である (Dohrenwend, B. P., op. cit., p. 471)。拘束的分業とは、準則が存在するものの、その拘束は外在的で、「(準則の) 規定 (*réglementation*) がもはや物の真の本性に対応しなくなり、したがって習俗 (*mœurs*) のうちにもはやその根拠をおかず、もっぱら力によって維持されて」いるような分業状態を意味している (*la division*, p. 367, 369, 370. 田原訳, 361, 362, 363頁。カッコ内引用

者)。したがって、アノミー的分業が準則の(機能的)欠如による社会的諸機能関係の道徳的拘束の喪失であるのに対して、これは、外在的準則による社会的諸機能の過度の、非道徳的な拘束として捉えられる。この意味で、アノミー的分業の対極を成すといえる。こうしてみると、拘束的分業の規範様態のなかに宿命主義を認めることは不可能ではない。なお、『分業論』に則して『自殺論』の規範類型を再構成しようとした試みとして、Allardt, V. E., Emile Durkheim — Sein Beitrag zur Politischen Soziologie, *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 20 Jahrg, 1968, ss. 1—16. 松下, 前掲論文, 70頁。同, 『規制』と『連帯』——デュルケーム社会理論における〈中庸〉の問題』『文化』33巻4号, 1970年, 517—521頁。

- (6) *la division*, pp. 367—382. 田原訳, 361—374頁。
- (7) 中, 前掲書, 464—467頁。
- (8) *Le suicide*, p. 284. 宮島訳, 214頁。
- (9) *Ibid.* 宮島訳, 214—215頁。
- (10) 宮島, 1975年, 136—137頁。1977年 a, 235—242頁。拙稿, 1980年, 113—116頁。
- (11) 宮島, 1977年 b, 75頁。
- (12) 作田, 前掲書, 204頁。
- (13) 宮島, 1977年 a, 212頁。
- (14) 中, 前掲書, 464—467, 492頁。
- (15) *la division*, p. III. 田原訳, 2頁。
- (16) *Le suicide*, p. 278. 宮島訳, 208頁。
- (17) 作田, 前掲書, 199頁。
- (18) Parsons, T., *op. cit.*, p. 377.
- (19) ひとつのイデオロギーとしての文化的目標の概念化そのものが近代資本主義社会の成立をまたなければ存在しえないことに注意したい。
- (20) デュルケーム・アノミーとの対比でマートン・アノミーの没価値性をとりあげ、これを批判したものととして, Horton, J., *The Dehumanization of Anomie and Alienation: A Problem in the Ideology of Sociology*, *British Journal of Sociology*, vol. 15, 1964, pp. 294—295.
- (21) S. S. A. 1938, pp. 672—657, 1949, pp. 186—190. 森他訳, 122—125頁。
- (22) S. S. A. 1949, p. 206n. 35. 森他訳, 140頁注35。
- (23) *Ibid.*, pp. 190—193. 森他訳, 125—129頁。
- (24) *Ibid.*, p. 191. 森他訳, 127頁。

3 アノミーにおける規範機能と無規範の意味内容

以上、アノミーの規範原則とその内的契機とがどのように範疇的諸規範のうちに実体化されているか、という点についてみてきた。ところで、アノミーの概念にある種の規範の存在とその機能を認める観点にたつとき、アノミーの概念に本来的に込められた無規範ないし規範の欠如の意味はどのように理解されうるであろうか。まず、デュルケーム・アノミーについて考察してみる。

デュルケームにとってアノミーとは本質的に道徳にかかわる事象であるから、デュルケーム・アノミーにおける無規範の意味も、当然、道徳的に理解されなければならない。中によれば、デュルケームのいう道徳にはみつつの意味がある。ひとつは、物質的ないし物理的なものに対比される精神の意味である。ふたつは、社会的拘束の意味である。しかし、それは、社会の本質に

適合して「正常」でなければならない。このばあい、その拘束力は、諸個人の人間としての存在の内奥から生ずる拘束に根拠を置いてまったく「自発的」である。みつつは、規範的な意味である。この意味では、共同の観念や信念のうち、人々の意志に対して理想的行動のプログラムを示し、それに従うことが義務的であるという判断によるものの拘束が、道徳的ということになる。⁽¹⁾

このうち、第2、第3の意味に着目し、ここでの関心にひきよせてこれを捉え直してみると、無規範の道徳的意味は、規範が個人を拘束する仕方と規範それ自体の性質（規定内容）の二面において問うことができる。前者の面において無規範の意味を捉えれば、それは、規範が各個人のうちに道徳的に内面化されえていないような社会状態だということができる。「職能の序列」の規定ないし「職能に人々を補充する仕方」の規定が各個人のうちに自発的に内面化されていたとしても、その自発的内面化は義務を伴うものではなく、利己的、功利的な、つまり道具的なものなのであって、社会は、これらの規範をとおして、個人を道徳的に拘束しえているわけではない。⁽²⁾ この意味で、無規範とは、また、デュルケムのいう道徳性の第一要素であるところの規律の精神（l'esprit de discipline）が欠如しているような社会状態を意味している。⁽³⁾⁽⁴⁾

後者の面における無規範は、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の産業中心型社会に相応した歴史特殊な内容そのものに求められる。さきに指摘したこれらの規範規定の道徳的内面化の欠如としての無規範状態も、結局は、ここに帰着すると考えられる。また、デュルケムが本来的に問題としたのも、このような規範の規定内容それ自体にかかわる無規範の道徳的意味であったと思われる。

「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定一般がでなく、その産業中心型社会に相応した歴史特殊な規定内容が道徳的意味において無規範だというばあい、まず、これらの規範規定の道徳的に理想的な内容が想起されなければならない。それは、個人主義、平等主義、業績主義の契機を内在し、職能の分化と分化された各職能間の調和のなかで幸福等と人員の社会的配分を行い、そのことをとおして各人の欲求内容とその範囲に正当かつ適切な方向づけを与えるような規定内容である。これに対して、産業中心型社会に相応した規定内容は、たしかに、その相応性のゆえに、個人主義、平等主義、業績主義の契機を内在し、正当性の根拠を有してはいるが、しかし、それは、物質的満足礼讃という病理的な規範原則を媒介としたものであり、利己的、功利的性格を不可避的に帯び、欲求の無限化に機能するものである。このような規定内容が道徳的に理想的な内容とそぐわないばかりか、その本来的な機能をも否定するものであることは、明らかである。この意味で、デュルケム・アノミーの無規範とは、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定が、その旧来の規定内容において産業中心型社会との相応性を喪失しているばかりでなく、加えて、この社会に相応的な規定内容において本来の道徳的性格を剝奪されているような社会状態を、さしているということが

⁽⁵⁾
できる。

このような規範の規定内容それ自体に内在する無規範性は、しかし、そのような規定内容が実際に機能することによってはじめてその病理性を顕現するといえる。つまり、その規定内容において道徳性を喪失した規範が現実に機能することによって、道徳的に機能障害に陥ってしまうということこそが肝要なのである。ここで、道徳的機能障害とは、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定とが産業中心型社会に相応した歴史特殊的な規範原則に規定されて利己的、功利的に機能し、そのことによってこれらの規範規定に本来的に想定された規範機能が遂行されえないような状態を意味している。デュルケム・アノミーにおける無規範が本質的に意味するところは、このような意味での規範機能の障害であると思われる。

『分業論』および『自殺論』の叙述から、デュルケムがアノミーとのかかわりで捉えた規範の機能は、各個人が経済的器官として営む職業活動を調整することによってその経済的利得欲求を中庸化することである、ということが理解できる。⁽⁶⁾問題は、このような中庸化がさらにどのような規範機能によって可能とされるか、という点にある。

それは、ひとつには、種々の職能に相応した経済的利得——報酬——の調整をとおして、いまひとつには、職能——経済的利得欲求の充足手段——への各人の適正配置をとおして可能となる。前者が「職能の序列」の規定の機能であり、後者が「職能に人々を補充する仕方」の規定の機能であることはいうまでもない。「職能の序列」の規定の本来的機能は、社会的職務の相対的価値を規定することによって、各職能を担う経済的諸器官の分化とその相互の関係を調和化し、また、幸福等の配分規準によって経済的諸器官の実体的担い手たる各個人の経済的利得欲求とその充足手段としての職能との間に均衡を維持し、これらのことをとおして各個人の経済的利得欲求を各職能に相応して調整することにある。⁽⁷⁾また、「職能に人々を補充する仕方」の規定の本来的な機能は、その人員配分規準によって、各個人を経済的諸器官の担い手として各職能に適正配置し、そのことによって経済的利得欲求の充足手段としての職能へのアクセスを調整することにある。⁽⁸⁾このような「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定の本来的諸機能が相互に関連して、はじめて経済的利得欲求の中庸化は可能だとされる。⁽⁹⁾

ところが、これらの規範規定が産業中心型社会に相応して利己的、功利的な内容を帯びるようになると、すでに指摘しておいたように、「職能の序列」の規定においてはそれ自体が形骸化し、「職能に人々を補充する仕方」の規定においては人員の配分において社会的、職能的分化の枠組がとり払われ、これらが連動して個人の欲求の無限化に機能するようになる。つまり、「職能の序列」の規定は、経済的諸器官相互の調和よりも諸器官相互の自由競争を、各人の経済的利得欲求と職能との均衡よりも各人の業績による拡大的欲求充足を正当化し、また、「職能に人々を補充する仕方」の規定は、各職能への人員の適正配置よりも上昇移動をめぐる自由競争を正当化するようになる。しかし、このような機能は、これらの規範規定の本来的機能であるところの経済的利得欲求の中庸化機能に対峙し、これに対する障害物として機能するとこ

ろのものである。こうして、デュルケム・アノミーにおける無規範は、「職能の序列」の規定と「職能に人々を補充する仕方」の規定が、産業中心型社会の歴史特殊性に相応して機能するがゆえに、これらの規範規定の本来的機能に障害をきたしているような状態として、この意味で規範機能の障害として理解されるのである。

マートン・アノミーにおいても、無規範の意味は規範機能の障害として理解される。それは、まず、方法的に、文化的目標の過剰機能と密接不可分に関係した制度的規範の機能的衰退として捉えられる。この制度的規範の機能的衰退が意味するところは、目標達成に必要な手順の調整機能の障害、非合法的ないし不当な目標達成手順を禁止するような抑止機能の障害、および、制度的規範の規範的拘束力の喪失のみつつである。

これを実体的に捉えるならば、制度的規範の機能的衰退をもたらす社会的条件にその歴史特殊性をみることができる。それは、階級的な社会構造と、規範原則の利己的、功利的性格のふたつである。まず、調整機能の障害についてであるが、これは、規範に内的な平等主義と業績主義の契機がイデオロギー的に機能しておりながらも、階級構造的制約によって、現実の具体的状況のなかではそのとおりに機能しえておらず、それゆえ、制度的手段の目標達成能力とこのような手段へのアクセスを平等主義的、業績主義的に調整しえていない状態として理解される。⁽¹⁰⁾このような調整機能の障害は、規範のイデオロギー的機能と現実的機能との間の齟齬として捉えられるのであって、デュルケム・アノミーにおける道徳主義的なそれとは本質的に異なるものである。しかし、それは、また、19世紀社会の自由放任主義の規範原則としての残存の問題としても把握され、この点において、デュルケムが拘束的分業の概念において捉えた競争の外在的条件の不平等規定（脱道徳的拘束）に実質的に相応するものであるといえる。

抑止機能の障害についてみれば、これは、目標達成努力の文化原理と自由放任主義の規範原則とに付与された利己的、功利的性格に規定されて制度的規範が機能し、そのことによって非合法的ないし不当的手段の利用とか制度的手段への非合法的ないし不当なアクセスとかを十分に抑止しうるほどに機能しえていない状態として把握される。⁽¹¹⁾これは、制度的規範の歴史特殊的性格それ自体がこの規範に固有の機能の遂行を妨げているという意味で、デュルケムの道徳主義的観点から捉えられる規範機能の障害と一脈通じるところがある。しかし、マートンに厳密に則して理解するならば、このような潜在的機能としての抑止機能の障害は、制度的規範それ自体に内在して捉えられているというよりも、むしろ、文化的目標の過剰機能との連関から捉えられていることに注意したい。⁽¹²⁾

制度的規範の規範的拘束力の喪失も、この規範に貫徹する利己的、功利的規範原則をその条件としている。これは、デュルケム・アノミーにおいて規範の道徳的拘束力の欠如として捉えられた無規範の意味内容と本質的に同じであり、制度的規範が、そこに抑止機能を内在させているにもかかわらず、道具的にのみ各人のうちに内面化されていることを意味している。しかし、マートンは、このような規範的拘束力の問題についても、むしろ、制度的規範に外在し

て、規範の遵守に対して社会が行う価値的評価の問題として捉える。すなわち、制度的規範における規範的拘束力の喪失は、制度的手段をとおしての文化的目標の達成という制度化された手順の遵守が文化的に強調されていないという、制度的規範の遵守に対する文化的軽視の表われとして、しかも、文化的目標の強調との対比において把握されているのである。⁽¹³⁾

以上から、無規範の意味内容を捉える視点について、デュルケム・アノミーとマートン・アノミーとの間にふたつの基本的差異があることがわかる。⁽¹⁴⁾ ひとつは、デュルケム・アノミーにおいては、無規範の意味内容が、少なくとも概念的には、ふたつの規範規定のそれぞれにおいて独立的に求められているのに対して、マートン・アノミーにおいては、文化的目標と制度的規範の密接不可分な関係が前提とされ、前者の過剰機能との相対的対比において後者における無規範の意味内容が捉えられているという差異である。⁽¹⁵⁾ 他のひとつは、デュルケム・アノミーにおける無規範の意味内容が規範に内在的にかつ道徳的観点から捉えられているのに対して、マートン・アノミーにおけるそれは、規範に内在的なアプローチも可能ではあるが、しかし、どちらかといえば、社会構造の観点から、かつ、文化的目標の強調を所与の条件として、捉えられている、という差異である。⁽¹⁶⁾

しかし、以上のような基本的差異があるにもかかわらず、デュルケム・アノミーとマートン・アノミーはなおその同一性をとどめている。言い換えれば、マートン・アノミーは、その基本的部分において、デュルケム・アノミーを継受しているのである。最後に、この点を以下の三点に要約して、まとめて換えよう。

第1に、アノミー＝無規範の意味内容は、基本的には、規範機能の障害として捉えられる。アノミー＝無規範とは、けっして規範の構造的欠如の意味において理解されうる概念ではない。また、アノミーの概念は、欲求の問題を不可欠なものとして内在しているが、それは、けっして欲求の病理と同一ではない。欲求の病理を産み出すような規範機能の病理性それ自体がアノミー＝無規範なのである。

第2に、規範機能の障害は、アノミーの規範範疇を成す諸規範の機能障害として顕現するが、ここには、近代社会に固有な原理的価値——利己的で功利的な性格を帯びた平等主義、業績主義、個人主義——をその内的契機とした物質的満足礼讃とか目標達成努力の文化原理とかの、あるいは自由放任主義とかの規範原則が機能的に貫徹している。このような規範原則に規定された規範機能の必然的帰結としての道徳的あるいは現実的機能障害こそがアノミー＝無規範の概念の本質を成しているのである。

第3に、アノミー＝無規範の意味内容において想定された規範機能は、たんに、欲求の規制をさしているわけではない。欲求の内容や範囲とその充足にかかわる行為（手段の選択とその利用）の方向性を的確に指示しうるような調整ないしコントロール機能こそが問題とされているのである。アノミー＝無規範とは、目標と手段のそれぞれの規準となるべき規範がこのような調整ないしコントロール機能を喪失した社会状態をさしているのである。

(注)

- (1) 中, 前掲書, 51頁。
- (2) 作田, 前掲書, 204頁。
- (3) Durkheim, É., *L'éducation morale*, Librairie Félix Alcan, 1925, pp. 19-62. 麻生 誠・山村 健訳, 『道徳教育論1』明治図書, 1964年, 51-89頁。
- (4) Lukes, S., op. cit., p. 207.
- (5) デュルケムの叙述(*Le suicide*, pp. 275-278. 宮島訳, 206-208頁)からすると, アノミーは, これらふたつの規範規定のいずれかひとつが道徳的性格を剝奪されていることで十分である。しかし, 実際には, 本稿〔2〕でみたように, そのいずれもがその規定本来の道徳的意味を失っている。
- (6) 拙稿, 1980年, 80-85頁。
- (7) 同上, 83-84頁。
- (8) 同上, 84-85頁。
- (9) *Le suicide*, pp. 275-278. 宮島訳, 206-208頁。
- (10) S. S. A. 1938, p. 673, 674, pp. 679-680. 1949, p. 187, 189, pp. 199-200. C. S. S. A., p. 221, 228, 230, pp. 233-234. 森他訳, 122-123, 124, 135-136, 154, 161, 162, 165頁。拙稿「マートン・アノミーの概念分析」『淑徳大学研究紀要』第15号, 1981年, 84-85頁。
- (11) マートン・アノミーにおける逸脱的適応様式の説明(S. S. A. 1938, pp. 678-679. 1949, pp. 195-211. C. S. S. A., pp. 230-246. 森他訳, 131-145, 162-177頁)は, 規範の内面化の問題とともに, 制度的規範の抑止機能の障害をも表わしている。
- (12) Ibid.
- (13) C. S. S. A., p. 223. 森他訳, 156頁。拙稿, 1981年, 82-83頁。
- (14) ミズルチは, デュルケム・アノミーは結合の喪失 (bondlessness) と無限性 (boundlessness) つまり脱調整 (deregulation) のふたつから特徴づけられ, マートン・アノミーはこのうち結合の喪失 (成功目標達成に対する外在的障害) のみを継受している, という。Mizuruchi, E. M., *Success and Opportunity: A Study of Anomie*, Free Press, 1964, pp. 125-137. しかし, 規範機能の障害をアノミーの本質とする観点からすれば, このような把握では不十分である。
- (15) デュルケム・アノミーとマートン・アノミーにおける無規範の意味内容の違いを, 前者における目標ないし欲求にかかわる規範の崩壊と後者における手段・条件にかかわる制度的規範の衰耗に求める見解がある。たとえば, 牧正美「アノミーの研究——概念図式と因果律をめぐる一考察——」『哲学年報』第27号, 1968年, 264-268頁。しかし, このような見解は, 本稿において述べてきたところからして妥当とはいえないであろう。また, これとの関連で, 以下の点に留意しておきたい。パーソンズは, 周知のように, デュルケムの規範の捉え方が『分業論』における外在的把握から『自殺論』における内在的把握へと変化しているという。つまり, ひとつには, 規範の規定内容において制度的条件の規定から行為の目的ないし欲望それ自体の規定へと, ふたつには, 規範による個人の拘束様式において外在的拘束から内在的・主意的拘束へと変化しているというのである。Parsons, T., op. cit., pp. 324-408. しかし, 前者の点については, 『自殺論』においても制度的条件の規定が「職能に人々を補充する仕方」の規定として, あるいは, 「職能の序列」の規定の目標達成能力規定的側面として強調されていることに着目しなければならない。また, 後者の点については, アノミーの観点からすれば, 内在的・主意的拘束の理解だけでは不十分で, なお, 外在的拘束にかかわる問題性——たとえば, 規範の脱道徳的規定内容——が着目されなければならないであろう。
- (16) この点で, ホートンの「デュルケムは, マートンが不変なものとしてみなした価値そのものを問題にした」という指摘は妥当である。Horton, J., op. cit., p. 295.

An Analysis of the Norms in Anomie:

Succession from Durkheim's Conception to Merton's and its Development

by Shigenobu YONEKAWA

The norm category of Durkheim's conception of anomie is composed of two rules: one regulating the 'hierarchy of functions' and the other regulating the 'fashion of recruiting functions'.

That of Merton's is composed of the cultural goals and institutional norms, both of which are derived from Durkheim's two rules.

The essentiality of Durkheim's conception and Merton's lies in the historically particular metanorms which prescribe the categorical norms fundamentally and value them.

In case of Durkheim, the metanorms are 'apotheosis of well-being' and in case of Merton, they are cultural axiom of striving for lofty goals which corresponds to Durkheim's.

In these metanorms are included the following moments: equalitarianism, achievementarianism and individualism, all of which are characterized self-interestedly and utilitarianly. These metanorms comprise the substance of each categorical norm, prescribe its function historically particularly, i.e., self-interestedly and utilitarianly, and thus make an individual's wishes limitless.

From these points, the meaning of normlessness of anomie is conceived as the defect of norm functions. This manifests itself in the dysfunction of categorical norms, but then those metanorms which are peculiar to modern society carry out themselves functionally.

The essence of normlessness of anomie is such dysfunction of categorical norms that is caused by the function of historically particular metanorms.

While Durkheim conceives anomie as moral dysfunction from the

viewpoint internal to the norm, Merton discusses anomie as actual dysfunction from the viewpoint external to the norm. However, it might be certain that the latter succeeds to the former in essential part.